

福井大学同窓経営者の会理事会の申合せ事項

○ 会費の支払い等に関する申合せ（令和 3 年 6 月 18 日付け書面審議）

福井大学同窓経営者の会規約第 12 条の規定に基づき、会費の支払い等に関し必要な事項を以下のとおり申し合わせる。

1. 会費は、1 万円をお願いする。
2. 会費は、本会の事業費及び弔意関連（弔電）に使用する。
3. 会費納入にあたっては、新たに本会の口座を設け、一定の時期に継続振込みをお願いする。
4. 企業の役職を辞した会員については、会費の支払いは免除する。
5. この申合せは、令和 3 年 6 月 18 日に施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

○ 法人会員等に関する申合せ（令和 7 年 5 月 27 日付け書面審議）

福井大学同窓経営者の会規約第 12 条の規定に基づき、会費の支払い等に関し必要な事項を以下のとおり申し合わせる。

1. 企業の役職を辞した会員が属していた企業が希望する場合には、引き続き法人会員として本会の会員となることができる。なお、法人会員については、会費の支払いは免除する。
2. この申合せは、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

○ 会員継続（退会）の意思確認に関する申合せ（令和 7 年 5 月 27 日付け書面審議）

福井大学同窓経営者の会規約第 12 条の規定に基づき、会費の支払い等に関し必要な事項を以下のとおり申し合わせる。

1. 毎年度の会費納入依頼は 6 月に行い、10 月の督促の際に過去 3 回の未納がある会員に対し、会員継続（退会）の意思確認を行うこととする。
2. この申合せは、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。